

令和 7 年度高松市下水道総合地震対策計画
(処理場・ポンプ場) 策定業務委託

仕様書

令和 7 年度

高松市都市整備局下水道部下水道施設課

第1章 一般仕様書

第1節 総則

(業務の目的)

第1条 本業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す対象施設の地震対策について、既に策定済みの「高松市下水道総合地震対策計画」の見直しとして、各施設の対策状況の現況整理、今後の対策実施の事業計画と実施スケジュールの検討を行い、次期計画を策定するとともに、東部下水処理場について耐震診断結果に基づく耐震補強と再構築の経済性比較検討を行い、東部下水処理場の再構築に必要な用地を算出することを目的とする。

(業務の範囲)

第2条 受注者は、契約書及び本仕様書に従い履行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様及び高松市（以下「市」という。）調査職員の指示に従い能率的かつ安全に業務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第3条 業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

(法令等の遵守)

第4条 受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(中立性の保持)

第5条 受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(公益確保の責務)

第7条 受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

(提出書類)

第8条 受注者は、業務の着手及び完了に当たって、市の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

(1) 業務委託着手届

(2) 業務委託工程表

- (3) 管理技術者選任通知書
- (4) 職務分担表
- (5) 完了届
- (6) 納品書
- (7) 業務委託料請求書
- (8) その他、市調査職員が指示するもの

なお、承諾された事項を変更しようとするときは、その都度、市調査職員の承諾を受けるものとする。

(管理技術者及び技術者)

第9条 管理技術者及び技術者については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の知識経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者等を配置しなければならない。

(工程管理)

第10条 受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を発注者に提出し、協議しなければならない。

(成果品の審査及び納品)

第11条 成果品の審査及び納品については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、市の検収員の検収合格をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責めに帰すべき業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(関係官公庁等との協議)

第12条 受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく議事録等で報告しなければならない。

(証明書の交付)

第13条 業務の実施に当たって必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

(疑義の解釈)

第14条 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議により、疑義の解消を図るものとする。

(不当要求行為の届出)

第15条 受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(暴力団等排除措置)

第16条 市では、受注者が暴力団関係者等であった場合に契約を解除することができる要件や受注者が暴力団等から不当要求行為また被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。詳しくは、契約監理課ホームページを参照のこと。

(適正な労働条件の確保)

第17条 受注者は、業務の履行に当たり、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守するとともに、従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めなければならない。なお、(5) 以外は法定事項である。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- (5) 市発注の委託業務の設計は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）に基づく香川県の単価表等により積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払について配慮すること。また、下請契約を締結する場合は、下請労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- (6) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (7) (1) から(6) までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

(公正な職務の執行の確保)

第18条 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると

思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができる。（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 高松市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

第2節 設計一般

（一般的事項）

第19条 一般的事項は、次のとおりとする。

- （1） 業務の実施に当たって、受注者は、調査職員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度、記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- （2） 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受注者と高松市は、打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

（準拠基準等）

第20条 設計に当たっては、高松市の指示する図書及び本仕様書「第6節 参考図書」に基づき、高松市と協議の上設計業務を行わなければならない。

（設計上の疑義）

第21条 設計上疑義の生じた場合、調査職員と受注者の協議により、疑義の解消を図るものとする。

（設計の資料）

第22条 設計の計算根拠、資料等は、すべて明確にし、整理して提出しなければならない。

（参考資料の貸与）

第23条 受注者は、高松市より業務に必要な資料を借用するときには所定の手続によらなければならない。

（参考文献等の明記）

第24条 受注者は、業務の実施に当たり文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記すること。

第3節 総合地震対策計画

第25条 基礎調査

(地域の概要整理【自然社会条件、防災上の特性、現地踏査】)

- (1) 対象となる範囲及び周辺の地域について、地域特性・土地利用・自然社会条件及び防災上の特性等に加え、問題点を把握し整理する。

(上位計画及び関連計画との整合)

- (2) 上位計画及び関連計画との整合を図るため、都市計画マスタープラン、全体計画、事業計画、高松市下水道事業業務継続計画、上下水道耐震化計画(下水道)、流総計画等の確認を行う。

(地域防災計画の整理)

- (3) 防災計画の上位計画である地域防災計画との整合を図るため、計画の内容を確認する。

(既存施設における耐震化状況の整理)

- (4) 現有の下水道施設において、これまでの耐震診断結果、耐震工事実施状況を踏まえ、耐震化状況を整理する。耐震化状況は、各施設の一般平面図に着色表示するとともに、水の流れ・汚泥の流れ等を踏まえ、耐震化が必要な箇所を分かりやすく図示すること。

第26条 耐震目標の設定

(下水道地震対策の目標設定)

- (1) 「下水道施設の耐震対策指針と解説 2014 年版」(社団法人 日本下水道協会)等の最新の文献を参考に、緊急・中期・長期といった段階的な防災目標を定める。
また、目標を達成するための耐震対策基本方針を定める。

第27条 耐震化優先度の整理(ポンプ場、処理場)

(優先度判定手法)

- (1) 限られた予算の中で、計画的に耐震化を行うための優先度を判定するための手法を整理する。

(防災対策の優先度判定)

- (2) 優先度判定手法に基づき、防災対策の優先度判定を行う。判定の結果は、緊急・中期・長期といった時系列ごとにまとめ、図面にて表示すること。

第28条 下水道地震対策計画(ポンプ場、処理場)

(対策工法の整理)

- (1) 耐震化を行うにあたり、処理場内施設、各ポンプ場といった箇所ごとに、必要な対策工法及び費用の整理を行う。

(段階的耐震化計画の策定)

- (2) 耐震目標、優先度の判定結果、対策工法等を勘案し、段階的な耐震化計画を策定する。

第29条 下水道地震対策計画（中長期計画）

上記、第27条、第28条を踏まえ、現行計画期間以降における中長期計画スケジュールを策定する。

第30条 耐震補強と再構築の経済性比較

下記、対象施設に関して、ストックマネジメント、地震対策計画等を踏まえて耐震補強と再構築による経済性の比較検討を行う。

また、再構築については、下記のとおり基本設計・検討作業を標準として、必要な費用と用地面積の検討を行うこと。

(対象施設)

- ・東部下水処理場

(検討事項)

- 1 新しい用地での再構築
- 2 既存用地内での再構築
- 3 既存施設を耐震補強及び設備更新

(基本設計・検討作業)

第31条 比較検討業務は、次の事項の検討又は確認並びに比較検討書の作成を行い、比較検討図書等としてまとめなければならない。

- 1 比較検討を行う上で検討又は確認する事項

比較検討業務において、次の事項を検討又は確認しなければならない。

(1) 基本条件の確認

ア 行政区域

現在人口、将来人口、面積、都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域、用途地域、公害関係規制区域等

イ 上位計画等

環境基準、公害防止計画、流総計画等

ウ 処理区域・排水区域

地形、気象、地質、地下水等の自然条件、地盤沈下の状況、浸水状況等

エ 下水道全体計画

計画区域、計画人口、排除方式、計画下水量、幹線ルート、ポンプ場及び処理場の位置、設置数、規模、年次別流入下水量等

オ 処理場計画

流入管計画、放流管計画、放流河川計画、計画汚水量、計画雨水量、計画水質等

(2) 処理方式フローシートの検討

ア 流入下水の水質、水量及び水温

イ 放流水域の水質の許容限度

ウ 放流水域の現在及び将来の利用状況

エ 処理場の立地条件、建設費、維持管理費、操作の難易

オ 施設の初期段階における最適処理方法についての検討

カ 法律等に基づく規制

(3) 維持管理基本構想の検討

ア 管理制御方式の検討

処理場内の管理制御方式、ポンプ場、処理場相互の管理制御方式の検討を行うこと。

イ 維持管理体制の検討

標準的維持管理体制及び、制御方式と維持管理体制の検討を行うこと。

(4) 配置計画の検討

ア 配置計画

経済性、維持管理の難易、環境条件等を考慮し、配置計画を確認すること。

イ 配管、配線計画の検討

アの配置計画比較検討に並行し、場内各種主配管、主配線ルートを立案すること。

ウ 施設計画等の検討

平面計画・立面計画（機器の配置）、管廊計画（配管、ケーブル等の収容）、機器の搬出入スペースを検討すること。

(5) 施設設計

ア 容量計算

設計負荷、余裕、予備、初期投資の大小等を検討し、容量、出力を確認すること。

イ 形式、機種等の検討

維持管理の容易さ、経済性、機能等に関して比較検討

ウ 主要機器の運転操作方式、計装制御方式の検討

エ 環境整備計画の検討

換気脱臭、防音防振、排煙、危険物、高圧ガス、緑化、場内道路、場内排水等を
検討すること

(6) 水位関係の検討

ア ポンプ揚程

放流先水位、再揚水ポンプ等の比較検討

イ 水理計算

ウ 計画地盤高と施設レベル

(7) 施工方式の比較検討

施工方式については、土質調査資料、周辺状況その他関係資料を考慮し、工事施
工方法ごとの概算コスト比較、必要工期、工事公害の検討を行うこと。

(報告書作成)

第32条 下水道総合地震対策計画書及び下水道総合地震対策計画説明書の根拠となった
検討内容をまとめ、業務全体の報告書及び公表用の資料を作成する。

(設計協議)

第33条 設計協議は、着手時、中間1回、納品時の3回を基本とする。但し、必要の都
度、適宜協議を行う。なお、着手時及び納品時には、管理技術者が同席して協議を行う
こと。

第4節 照査

(照査の目的)

第34条 受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を
行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、
成果品に誤りがないよう努めなければならない。

(照査の体制)

第35条 受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を
配置しなければならない。

(照査事項)

第36条 受注者は、下水道施設の計画的な維持、改築の重要性を十分に認識し、業務全
般にわたり、次に示す事項について照査を実施しなければならない。

- 1 基本事項の確認内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- 2 検討の方法及びその内容に関する照査
- 3 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- 4 上位計画、既存総合地震対策計画、ストックマネジメント計画、浸水対策計画、合流改善計画等との各相互間における整合性に関する照査

第5節 提出図書

（成果品の帰属）

第37条 本業務の成果にかかる一切の権利は高松市に帰属するものとする。

（提出図書）

第38条 提出図書は、次のとおりとする。

（1） 報告書（計画書・計画説明書・図面等含む）	A 4 判	3 部
（2） 報告書概要版	A 4 判	3 部
（3） 参考資料（写真等含む）	A 4 判	3 部
（4） 議事録	A 4 判	3 部
（5） 電子成果品		一式
（6） その他関係図書		3 部

第39条 電子ファイルは、Microsoft社Windows11以降のいずれのOS上でも閲覧可能とし、ファイル形式はdoc、xls、PDF等とする。また設計図のCADデータに関しては、詳細な作成仕様について市調査職員と協議の上、決定すること。

第6節 参考図書

（参考図書）

第40条 業務は、下記に掲げる参考資料、最新版図書を参考にして行うものとする。

- 1 高松市公共下水道事業計画
- 2 高松市特定環境保全公共下水道事業計画（庵治処理区）
- 3 高松市総合地震対策計画
- 4 高松市下水道ストックマネジメント計画
- 5 高松市下水道ストックマネジメント実施方針
- 6 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- 7 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- 8 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）

- 9 下水道施設耐震計算例 - 処理場・ポンプ場編（日本下水道協会）
- 10 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- 11 その他参考資料、関連図書等

第2章 特記仕様書

(特記仕様書の適用範囲)

この仕様書は、「業務委託一般仕様書第1章第1条に定める特記仕様書」とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記の一般仕様書による。

(業務委託の対象)

対象施設の概要を以下に示す。

(1) 終末処理場

※ 東部下水処理場のみ耐震補強と再構築の経済性比較検討を行う。

【処理場 現有施設】 4箇所

	処 理 場 の 名 称	処理区 の名称	処理場の位置	敷地面積	処理能力	事業計画 処理面積	稼働年	摘 要
				(ha)	※(m ³ /日)	(ha)		
1	東 部 下 水 処 理 場	東 部 処 理 区	屋島西町 2366-6	14.37	83,330	3,241.2	昭和57年	標準活性汚泥法
2	香東川浄化センター	西 部 処 理 区	香西本町 762	17.60	47,600	2,566.4	平成13年	標準活性汚泥法
3	牟 礼 浄 化 苑	牟 礼 処 理 区	牟礼町牟礼 2633-1	3.35	11,200	616.6	昭和54年	標準活性汚泥法
4	庵 治 浄 化 セ ン タ ー	庵 治 処 理 区	庵治町 6392-2	0.69	1,750	145.5	平成12年	オキシデーション ディッチ法

※現有処理能力

(2) ポンプ場

【ポンプ場 現有施設】 33箇所

	ポンプ場の名称	処理区排水区の名称	ポンプ場の位置	敷地面積 (アール)	1分間の揚水量* (m³)		稼働年	摘 要
					晴天時最大	雨天時最大		
1	東 部 ポ ン プ 場	東 部 排 水 区	福岡町1丁目	25.8	—	418.60	昭 和 13 年	合流式雨水ポンプ場
2	福 岡 ポ ン プ 場	東部・福岡排水区	福岡町3丁目	147.6	157.80	1662.80	昭 和 40 年	合流式ポンプ場
3	南 部 ポ ン プ 場	南 部 排 水 区	楠上町1丁目	13.2	21.60	431.60	昭 和 46 年	合流式ポンプ場
4	西 部 ポ ン プ 場	西 部 排 水 区	瀬戸内町	27.5	—	506.00	昭 和 13 年	合流式雨水ポンプ場
×	日 新 ポ ン プ 場	西 部 排 水 区	瀬戸内町	(36.0)	—	(720.0)	(施工)	合流式雨水ポンプ場
5	洲 端 ポ ン プ 場	洲 端 排 水 区	木太町字洲端	4.3	—	120.00	昭 和 53 年	分流水雨水ポンプ場
6	相 引 東 ポ ン プ 場	相引川第3排水区	高松町字角屋	28.0	—	485.00	昭 和 54 年	〃
×	口 銭 場 ポ ン プ 場	口 銭 場 川 第 4 排 水 区	高松町字師来地先	(7.7)	—	—	計 画	〃
7	百 石 ポ ン プ 場	百 石 排 水 区	屋島西町字百石	11.0	—	532.00	平 成 6 年	〃
8	山下川雨水ポンプ施設	百 石 排 水 区	屋島西町字百石	—	—	105.00	昭 和 52 年	〃
9	屋 島 西 ポ ン プ 場	屋島西第4排水区	屋島西町字新浜地先	9.2	—	348.00	平 成 28 年	〃
10	春 日 ポ ン プ 場	春 日 排 水 区	春日町字片田	30.0	—	508.00	昭 和 62 年	〃
11	木 太 ポ ン プ 場	木 太 排 水 区	木太町字中浜	25.0	—	756.00	平 成 8 年	〃
12	川 西 ポ ン プ 場	川 西 排 水 区	木太町字洲端	49.5	—	655.00	昭 和 60 年	〃
13	川 西 川 ポ ン プ 場	川 西 排 水 区	木太町字川西	—	—	236.00	昭 和 44 年	〃
14	馬 ノ ロ ポ ン プ 場	東 山 崎 排 水 区	元山町字馬ノロ	64.0	—	744.00	平 成 16 年	〃
15	牟 礼 雨 水 ポ ン プ 場	西部第1排水区	牟礼町牟礼字浜	7.0	—	160.50	昭 和 42 年	分流水雨水ポンプ場
16	王 埜 雨 水 ポ ン プ 場	西部第1排水区	牟礼町牟礼字川原	2.0	—	36.00	昭 和 58 年	〃
×	川 東 雨 水 ポ ン プ 場	東部第3排水区	牟礼町大町字川東	(15.0)	—	—	計 画	〃
×	房 前 雨 水 ポ ン プ 場	東部第4排水区	牟礼町原字井出東	(11.0)	—	—	計 画	〃
17	牟 礼 浜 雨 水 ポ ン プ 場	西部第1排水区	牟礼町牟礼字浜	1.0	—	19.00	平 成 6 年	〃
×	原 浜 雨 水 ポ ン プ 場	東部第4排水区	牟礼町原字山田	(1.0)	—	—	計 画	〃
18	ハ ゼ 川 ポ ン プ 場	西 宝 町 排 水 区	西宝町1丁目	2.1	—	110.50	昭 和 26 年	〃
19	茜 町 ポ ン プ 場	高 松 浜 排 水 区	茜町	5.0	—	75.00	昭 和 52 年	〃
20	西 町 ポ ン プ 場	高 松 浜 排 水 区	西町	1.5	—	23.80	平 成 10 年	〃
21	郷 東 ポ ン プ 場	郷 東 第 1 排 水 区	郷東町字新開	51.0	—	846.00	平 成 6 年	〃
22	香 西 ポ ン プ 場	香 西 第 1 排 水 区	香西本町	60.0	—	829.00	平 成 13 年	〃
23	香 西 新 開 ポ ン プ 場	香 西 第 2 排 水 区	香西本町	8.4	—	300.00	平 成 21 年	〃
24	洲 端 中 継 ポ ン プ 場	東 部 処 理 区	木太町字洲端道下	—	20.00	—	昭 和 49 年	分流水汚水ポンプ場
25	朝 日 中 継 ポ ン プ 場	東 部 処 理 区	朝日新町	5.7	16.00	—	昭 和 49 年	〃
26	檀 ノ 浦 中 継 ポ ン プ 場	東 部 処 理 区	屋島東町字檀ノ浦浜	3.0	3.60	—	平 成 元 年	〃
27	屋 島 東 中 継 ポ ン プ 場	東 部 処 理 区	高松町字角屋	2.5	8.40	—	昭 和 59 年	〃
28	屋 島 西 中 継 ポ ン プ 場	東 部 処 理 区	屋島西町字新浜	2.5	6.48	—	昭 和 58 年	〃
29	塩 屋 ポ ン プ 場	牟 礼 処 理 区 東部第3排水区	牟礼町大町字塩屋	24.0	5.20	220.00	汚水平成6年 雨水平成3年	分流水汚水・雨水ポンプ場
30	房 前 ポ ン プ 場	牟 礼 処 理 区	牟礼町原字井出東	6.0	3.60	—	平 成 10 年	分流水汚水ポンプ場
31	国 分 寺 中 継 ポ ン プ 場	西 部 処 理 区	国分寺町新居字本村	8.5	9.30	—	平 成 13 年	〃
32	浜 ノ 町 中 継 ポ ン プ 場	西 部 処 理 区	瀬戸内町	—	12.00	—	平 成 元 年	〃
33	港 頭 中 継 ポ ン プ 場	西 部 処 理 区	浜ノ町	2.5	7.47	—	平 成 13 年	〃

※ 現有揚水能力。 ×は、計画（未建設）及び施工中の施設（対象外）。

※ 4は、平成13年～平成18年に全面更新。15は、平成21年～平成25年全面更新。

※ 2は、平成13年処理場からポンプ場へ変更。29は、建屋は、平成3年で共通。

(その他特記事項)

その他特記事項を示す。

本業務の実施に当たっては、以下の点に特に注意すること。

- (1) 電子データは PDF 以外に、発注者が加工可能なデータを含めたものを納品すること。その際、CAD データがある場合は、JWCAD に対応した形式とする。

————— 以 上 —————